

## 袖ヶ浦市立図書館「団体貸出」取扱要項

### (趣旨)

第1条 この要項は、袖ヶ浦市内を拠点に読書活動をしている団体やグループに対し、図書館資料の貸出を行う際に必要な事項を定めるものとする。

### (対象)

第2条 この要項によって、図書館資料を利用することができる者は、市内に所在のある次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 主に袖ヶ浦市民（在勤・在学を含む）を対象として読書活動を行う団体であること。
- (2) 市内で活動している地域文庫や図書館登録サークル等。
- (3) 市内に事務所を有する学校、社会教育団体、市役所各課、企業、高齢者福祉施設、子育て支援施設等

### (利用の制限)

第3条 次の各号に該当する場合は利用できない。

- (1) 料金の徴収及び宣伝活動等、営利を目的とした利用のとき。
- (2) 公共性が認められない私的利用のとき。
- (3) 団体活動の目的外利用のとき。
- (4) 市立図書館の運営に支障が生じるとき。

### (登録)

第4条 図書館資料の貸出しを受けようとする団体は、長浦おかのうえ図書館の窓口に団体利用申込書と団体の名称と住所、申請者の役職と氏名が確認できるものを提出し、利用登録を行う。

(利用申し込み)

第5条 利用の申し込みは、あらかじめ長浦おかのうえ図書館担当者に電話で連絡し、来館日時を決定する。受付は土曜日・日曜日・祝日を除く開館日の午前9時30分から午後5時までとする。

(利用方法)

第6条 利用に際しては、登録団体の代表者が来館のうえ借り受ける図書を選定する。図書の運搬は利用団体が行う。

(利用対象資料)

第7条 団体貸し出しができる資料は、原則として長浦おかのうえ図書館収蔵庫所蔵の図書・紙芝居とする。

(貸出冊数及び貸出期間)

第8条 貸出冊数は500冊以内、貸出期間は2か月以内とし、それ以上の延長はできないものとする。

(貸出し及び返却の手続き)

第9条 原則として、貸出及び返却の手続きは土曜日・日曜日・祝日を除く開館日の午前9時30分から午後5時までとする。

(その他)

第10条 この要項に定めるもののほか詳細については別に定める。

附則

この要項は、令和3年 2月 19日より施行する。